

## 別紙2 少年事件における被害者調査について

### 1 目的

被害者配慮制度とは別に、家庭裁判所は適正な処分を決定するために、必要に応じ、被害者調査を実施している。調査の目的は、少年が起こした非行の理解及び要保護性の判断並びに少年に対する適正な保護的措置の選択にあり、家庭裁判所調査官が調査の段階で行っている。

以前は、社会の耳目を集めた事件や重大事件において実施する程度であり、それほど数ではなかったが、犯罪被害者や遺族の声をきちんと受けとめ処分に反映するよ  
うにという社会的な要求を受け、平成12年の少年法改正以降は被害者調査に関する実施要領などを取り決め、広く行うようになっている。

### 2 被害者調査の基本姿勢

- (1) 被害者調査の目的や趣旨を明確にする。
- (2) 被害者の任意性を尊重する。
- (3) 被害者の心情等に十分配慮する。
- (4) 中立性及び公正さに留意する。

### 3 被害者調査の実施状況

当庁では、平成18年12月に「家庭裁判所調査官による被害者調査に関する実施要領」を策定し、平成20年6月に改訂し新たに「被害者等に対する被害者配慮制度の案内及び被害者調査に関する実施要領」として実施している。

この中では、被害者調査対象事件を、少年法22条の2第1項に規定する事件（例えば殺人、傷害致死、強盗致死、強姦などの凶悪事件）や被害者の生命・身体に重大な結果を招いたり、身体的・精神的な被害を伴う事件（たとえば暴力事件、性非行、ひったくりなどの財産犯、自動車運転過失致死傷など）や裁判官から指示があった事件、調査官が必要と判断した事件は裁判官に意見具申すると定め、被害者調査を運用している。

被害者調査の方法は、面接調査、書面照会、電話照会のいずれかを、被害者調査の

目的や被害者等の情報を勘案し，適当な方法を選択，あるいは組み合わせて実施する。  
なお，被害者傍聴事件については，原則として面接調査を行うことになっている。

当庁での被害者調査人員は，年間70人程度あり，平成20年度は書面照会での実施が約95%を占め，面接調査を実施したのは約5%となっている。

被害者調査をした事件の内訳は，傷害，恐喝，暴行，業務上過失致死傷，窃盗，強制わいせつ，強盗事件である。

#### 4 調査方法の選択など

(1) 重大事件については，詳細な情報を得るため，なるべく面接調査によることに  
する。

(2) 書面照会に際しては，身体犯用，財産犯用，身体・財産犯用，わいせつ犯用，  
致死事件用などの書式があり，事件によって使い分けている。照会書には郵券を  
添付した返信用封筒を同封する。

照会期限内に回答がない場合，回答がないことの意味を踏まえ，電話などで意  
向確認をするかどうかを慎重に検討する。

(3) 電話照会は，審判期日が切迫している緊急性が高い場合や被害者等が電話によ  
る調査を望む場合について用いる。

#### (4) 面接調査の留意点

ア 被害者等には，被害者等の心情に十分配慮して，被害者調査の目的及び趣旨を  
十分説明し，被害者等の協力を求める。

イ 被害者等が出頭したときには，他の少年と同じ待合室には案内せず，速やかに  
調査室に案内する。

ウ 被害者等との面接調査は，基本的には裁判所の調査室で行う。その場合，被害  
者等に不安を与えないよう部屋の広さや雰囲気留意する。ただし，被害者等の  
状況に応じて被害者等の自宅などで調査を行うこともある。被害者には参考人と  
して旅費や日当を支払う扱いをしている。

エ 担当調査官が原則として担当するが，ただし，重大事件や性犯罪において担当

が男性である場合は、女性の調査官が面接することが適当と考えられる場合などは、共同調査で対応する。

オ 被害者等が面接調査によって、二次的な被害を受けないように、調査時の言動・対応には十分に配慮をする。（例えば、被害者の罪悪感を助長する言動をとらない、励まそうとして「頑張れ」と言うなどしない）

カ 被害者等調査は、被害者等の精神的なケアを主たる目的とするものではないため、精神的なケアが必要な場合は、被害者支援センターや医療機関にかかるように助言をする。

キ 被害弁償の仲介・調整はできないこと、被害者等が少年事件の秘密性保持に配慮する必要があることの理解を得るようにする。

## 5 被害者調査結果の保護的措置への活用

被害者調査の内容は、ア 被害者等の現在の心身の状況、イ 謝罪及び被害弁償の状況、ウ 少年及び保護者に対する態度及び感情、エ 家庭裁判所に対する要望などである。調査官としても、調書に書かれていない被害の実態、被害感情を含めての非行理解ができ、保護的措置の前提となる事実の収集などの目的も達成できるので、被害者等の協力に対してありがたく思っている。そして、被害者調査の結果は、被害者等の同意が得られる範囲で少年・保護者に結果を詳細に伝え、少年に反省を促す材料としたり、保護者に対応を考えさせるために使用している。少年の行為が被害者等に与えた影響をリアルに伝えることができるので、想像力に乏しく、自己中心的な少年に被害を考えさせる働きかけには有効であると実感している。